

発議案第3号

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部改正について

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成22年11月30日

天理市議会議員	三橋保長
〃	飯田和男
〃	岡部哲雄
〃	寺井正則
〃	加藤嘉久次
〃	榎堀秀樹

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例

第1条 天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月天理市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の150」とあるのは「100分の165」を「100分の135」とあるのは「100分の150」に改める。

第2条 天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の125」とあるのは「100分の145」を「100分の122.5」とあるのは「100分の140」に、「100分の135」とあるのは「100分の150」を「100分の137.5」とあるのは「100分の155」に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。